

令和 3 年度第 4 回成田市環境審議会

【令和 4 年 3 月 23 日（水）】

成田市生活排水対策推進計画（案）

環境審議会委員からの意見及び回答

成田市環境部

番号	委員名	資料名
1	藤村 葉子 委員	成田市生活排水対策推進計画
該当頁	(案) 全体 (最終案) 全体	
【意見・質問】 見出し・目次に「～について」という言葉が多用されていますが、報告書や計画書における見出し・目次には、「～について」という言葉は一般に使われなと思います。(随筆やコラムの見出しではないので) 極力「～について」という見出しをやめて、本文の要点を示す見出しを体言止めで表してはどうですか？		
【回答】 「〇〇について」という見出しを改めます。		

番号	委員名	資料名
2	藤村 葉子 委員	成田市生活排水対策推進計画
該当頁	(案) 1 ページ 17 行目 (最終案) 1 ページ 17 行目	
【意見・質問】 「～水質汚濁法の改正においては、生活排水対策が導入されました。」 とありますが、「導入」だけではあいまいなので、 「～水質汚濁法の改正においては、生活排水対策を推進するための制度的枠組が整備されました。」 としてはどうですか？ (環境省ホームページ参照：https://www.env.go.jp/hourei/05/000130.html)		
【回答】 環境省の表現に合致するよう修正いたします。		

番号	委員名	資料名
3	藤村 葉子 委員	成田市生活排水対策推進計画
該当頁	(案) 22 ページ 最終行 (最終案) 24 ページ 下から 2 行目	
【意見・質問】 「汚濁物質を考える上で、その排出源を」 とありますが、「その発生源」としてはどうですか？		
【回答】 「河川や湖沼に流入する汚濁物質を考える上で、その排出源を」を改め、「公共用水域に流入する汚濁負荷の発生源を」と修正いたします。		

番号	委員名	資料名
4	藤村 葉子 委員	成田市生活排水対策推進計画
該当頁	(案) 23 ページ 【表 8】 のタイトル (最終案) 25 ページ 【表 8】 のタイトル	
【意見・質問】 23 ページの表 8 を「汚濁負荷発生源の区分」としてはどうですか？		
【回答】 「汚濁負荷源の区分」を「汚濁負荷発生源の区分」と修正いたします。		

番号	委員名	資料名
5	江口 洋 委員	成田市生活排水対策推進計画
該当頁	(案) 23 ページ 【表 8】 2 段目 (産業系の欄) 44 ページ 下から 4 行目 (最終案) 25 ページ 【表 8】 47 ページ 1 行目	
【意見・質問】 産業排水と P44 の事業所排水ではどのように違うのでしょうか。		
【回答】 筆者の意図としては「産業排水」と「事業所排水」を区別しておりませんが、調べたところ、「産業排水」は主として第 1 次、第 2 次産業の排水を意味するとのことですので、表現を改めます。また、P44 の「事業所排水」については、水質汚濁防止法に合わせ「工場及び事業場の排水」に改めます。		

番号	委員名	資料名
6	江口 洋 委員	成田市生活排水対策推進計画
該当頁	(案) 23 ページ 【表 8】 2 段目 (産業系の欄) 44 ページ 下から 4 行目 (最終案) 25 ページ 【表 8】 47 ページ 1 行目	
【意見・質問】 2 月の素案の P23 で「表 8」の産業系排水の具体例ですが飲食店、旅館、集客施設などからの排水とありますが、産業系排水の分類ですが私の理解では第 1 次産業と第 2 次産業であり飲食店等は第 3 次産業であることから生活系排水ではないのでしょうか？また、産業排水と P44 の事業所排水ではどのように違うのでしょうか？		
【回答】 水質汚濁防止法は、工場及び事業場からの排水を規制しており、飲食店や、旅館の厨房などは事業場に該当します。 一方、水質汚濁防止法において生活排水は「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水」とされており、「生活排水対策推進計画」の生活排水はこの排水のことをいいます。		

番号	委員名	資料名										
7	藤村 葉子 委員	成田市生活排水対策推進計画										
該当頁	(案) 37 ページ以降 41 ページまで (最終案) 39 ページ以降 42 ページまで											
【意見・質問】 39 ページ「1.3 第 3 次計画を策定するにあたっての背景について」より以下は、「1. 第 1 次計画、第 2 次計画の評価」に含まれる項目ではないので「2. 第 3 次計画を策定するにあたっての背景」とし、「1.3.1 生活排水処理率と水質汚濁の状況」、「1.3.2 市民の意識について」は、「2.1 生活排水処理率と水質汚濁の状況」「2.2 市民の意識」としてはどうですか？ また、同様に「1.4 第 3 次計画」は、「3. 第 3 次計画の基本方針と目標」と別立てとして、「1.4.1」以下は、 3.1 第 3 次計画の基本方針とその考え方 3.2 第 3 次計画の目標 3.3 第 3 次計画の施策体系 3.4 基本方針 1：水環境にやさしいまちづくりをする 3.5 基本方針 2：水環境にやさしいひとづくりをする としてはどうですか？												
【回答】 ご指摘の通り（案）では章立てに混乱が見られますので、見直しをいたします。ご提案を踏まえ、次のように整理します。 (変更前) <table><tr><td>1.第1次計画、第2次計画の評価</td></tr><tr><td>1.1第1次計画、第2次計画で掲げた目標と達成状況</td></tr><tr><td>1.2第1次計画の評価</td></tr><tr><td>1.3第3次計画を策定するにあたっての背景について</td></tr><tr><td>1.4第3次計画</td></tr></table> (変更後) <table><tr><td>1.第3次計画策定の背景</td></tr><tr><td>1.1第1次計画の成果</td></tr><tr><td>1.2第2次計画の成果</td></tr><tr><td>1.3市民の意識</td></tr><tr><td>2.第3次計画</td></tr></table>			1.第1次計画、第2次計画の評価	1.1第1次計画、第2次計画で掲げた目標と達成状況	1.2第1次計画の評価	1.3第3次計画を策定するにあたっての背景について	1.4第3次計画	1.第3次計画策定の背景	1.1第1次計画の成果	1.2第2次計画の成果	1.3市民の意識	2.第3次計画
1.第1次計画、第2次計画の評価												
1.1第1次計画、第2次計画で掲げた目標と達成状況												
1.2第1次計画の評価												
1.3第3次計画を策定するにあたっての背景について												
1.4第3次計画												
1.第3次計画策定の背景												
1.1第1次計画の成果												
1.2第2次計画の成果												
1.3市民の意識												
2.第3次計画												

番号	委員名	資料名
8	江 口 洋 委員 中山 明子 委員	成田市生活排水対策推進計画
該当頁	(案) ー (最終案) ー	
【意見・質問】 ラーメン店などへのグリストラップ設置は義務化されているか。		
【回答】 飲食店でのグリストラップの設置は、一般的には義務ではなく、グリストラップを設置する必要があるか否かは建築主が建物の用途などを考慮して自主的に判断すべきものとされておりますが、その判断基準としては、建築基準法に基づき、汚水が配管設備の機能を著しく妨げたり損傷する恐れがある油脂などを含む場合には、阻集器 そしゅうき (グリストラップ)を設置することが規定されております。 また、公共下水道や農業集落排水に接続する場合は排水に含まれる油分に規制値が設けられておりますので、飲食店等から接続の申請があった際は、グリストラップを設置するよう指導しております。 合併処理浄化槽を利用する場合はそのような規制値はありませんが、多量の油分は浄化槽の機能を阻害し、配管の詰まりなどの原因となるため、グリストラップを設置する必要があるとのことです。		

番号	委員名	資料名
9	木村 容子 委員	成田市生活排水対策推進計画
該当頁	(案) ー (最終案) ー	
【意見・質問】 使用済み油の処理、回収対策についての提案 「委員からの質問および回答」の 20 番（古くなった天ぷら油の処理）と、質疑の時の江口委員からの質問（飲食店からの使用済み油を含んだ排水）で、家庭及び事業所からの使用済み油の処理がやはり問題になります。油処理への意識は高くなっていると思いますが、少数でも油を流す人がいれば問題です。飲食店では油回収業者に依頼している店がありますが、殆どの小さい店は固化剤などを使っているものと思われます。毎年、印旛保健所館内・食品衛生協会主催で、春に食品衛生講習会と秋に店舗検査が行なわれます。その時に「油処理と排水対策」の啓蒙チラシを配って注意喚起するのは如何でしょうか？ 市から保健所等に掛け合っていただく事になりますが、ご検討をお願いしたく提案いたします。		
【回答】 ご提案のありました食品衛生講習会でのチラシ配布につきましては、今後、千葉県や印旛保健所管内の市町に相談し、行うことができるか検討してまいります。		

番号	委員名	資料名
10	藤村 葉子 委員	成田市生活排水対策推進計画
該当頁	(案) ー (最終案) ー	
【意見・質問】 市が、最近汚れてきた河川の汚濁源を遡って調査し、大きそうな汚濁源の見当がついたら、千葉県の水質保全課に相談して、立ち入り調査回数を増やしてもらうなど頼んでみる とか、考えてもいいかもしれません。		
【回答】 河川において著しい汚濁が測定された地点につきましては、その上流の地点の状況を確認し、汚濁が流入する水路等が特定できた場合は千葉県と情報共有を図ってまいります。		

番号	委員名	資料名
11	藤村 葉子 委員	成田市生活排水対策推進計画
該当頁	(案) ー (最終案) ー	

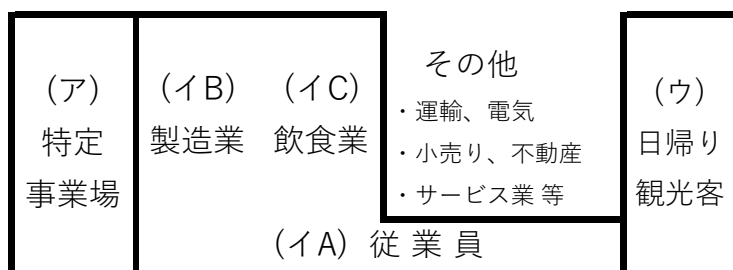
【意見・質問】

事業場の汚濁負荷量の算出に用いた事業場の種類と排水量から、製造業、旅館業、団地・マンション (No.72)、飲食店、事務所などに分けて、それぞれの排水量と負荷量をざっくり示せますか。

【回答】

(案) の第 54 頁以降に説明がある通り、産業系の汚濁負荷量のに推計当たっては、成田市統計書や千葉県工業統計などの現状で入手可能なデータを用いております。

これらのデータからは事務所やマンション、旅館等の区分はできませんが、(ア) 特定事業場、(イ) それ以外の事業場一般、(ウ) 日帰り観光客に分け、更に (イ) は、(A) 特定事業場以外の従業員によるもの、(B) 特定事業場以外の製造業によるもの、(C) 特定事業場以外の飲食業によるものに分けて推計した値をお示しすることができます。(ただし、誤差は大きいものと考えています。)



産業系の汚濁負荷量推計における区分 (模式図)

汚濁負荷量推計値

kg/日

	BOD	COD	全窒素	全りん
汚濁負荷量	1,373.40	1,811.36	2,306.24	296.32
特定事業場	142.05	343.08	338.90	68.07
事業場一般	1,202.13	1,449.62	1,944.62	226.28
従業員	33.99	40.98	54.98	6.40
製造業	1,159.35	1,398.04	1,875.42	218.23
飲食業	8.79	10.60	14.22	1.65
日帰り観光	29.22	18.65	22.72	1.97